

2015年度 制度・運用2委員会 成果報告

『地方知識産権局による行政執行の調査研究』



2016年3月21日

中国IPG 制度・運用2委員会
前川淳(デンソー中国)

0. 委員会メンバー



■ 下記の13社16名でFY2015の活動を実施

氏名:敬称略	企業名@北京	氏名:敬称略	企業名@上海
高岳	エプソン（中国）有限公司	分部悠介	IP FORWARD法律特許事務所
浜田祐一	キヤノン（中国）有限公司	高野博成	映橋知識産権諮詢（上海）有限公司
渡邊極	新日鐵住金諮詢（北京）有限公司	中村厚士	カシオ（中国）貿易有限公司
江原晋作	日産（中国）投資有限公司	夏宇	上海金天知的財産代理事務所
馬瑩	日産（中国）投資有限公司	前川淳 ※	電装（中国）投資有限公司
佐々木雄岳	日立（中国）有限公司	王秋慧	電装（中国）投資有限公司
高慧婷	ブラザー（中国）商業有限公司	小林義典	松下電器研究開発（蘇州）有限公司
奥田聖二郎	ブラザー（中国）商業有限公司	※委員会とりまとめ役	
杜忻	三菱化学控股管理（北京）有限公司		
事務局	小林正和, 水落洋, 王瑩（北京）	江碧清（上海）	

1. 現状認識と課題



現状認識	<p><u>環境変化</u></p> <ul style="list-style-type: none">◆地方知識産権局による行政法執行権限などエンフォースメント強化を狙った法整備 <p><u>日系企業に共通した懸念点</u></p> <ul style="list-style-type: none">◆中国企業の保有する膨大な実用新案権や意匠権に対する心配◆これら無審査登録の実用新案権や意匠権で権利行使されることに対して懸念◆経験不足により地方知識産権局による行政解決の有効性が判断できない (行政にゆだねた解決と司法にゆだねた解決の選択に関する社内提案力不足)
具体的な課題	<ul style="list-style-type: none">◆エンフォースメント強化への動きは避けられないため、後手対応とならないような構え構築が必要◆一方で、地方知識産権局の現在の行政執行権（とくに専利権紛争処理における権利侵害認定や差止、賠償金の調停など）の実態や手続きについて、そもそも把握できていない。

2. 調査目的と活動内容



目的	<u>地方知識産権局による専利行政法執行について理解する</u>
具体的な活動内容	<ul style="list-style-type: none">➤ 専利行政法執行制度（関連法規，仕組み）について研究➤ 専利行政法執行の運用面からの調査<ul style="list-style-type: none">①事例研究<ul style="list-style-type: none">● 参考となる事例研究・・・（可能なら）地方知識産権局・事務所・当事者企業からの聞き取り調査など● 事例に基づく課題整理（発明特許権，実用新案権，意匠権それぞれ）②知識産権局との交流<ul style="list-style-type: none">● 整理した課題に基づいて法執行権限のある地方知識産権局との意見交換<ul style="list-style-type: none">✓ 企業団体としての活動の利点を有効活用して各地知識産権局との接触・関係構築を図ることを、今年度の主目的とする。✓ 意見交換というよりも、まずは状況を教えてもらう姿勢で、各地知識産権局とのコネクション作り。

3. 大日程



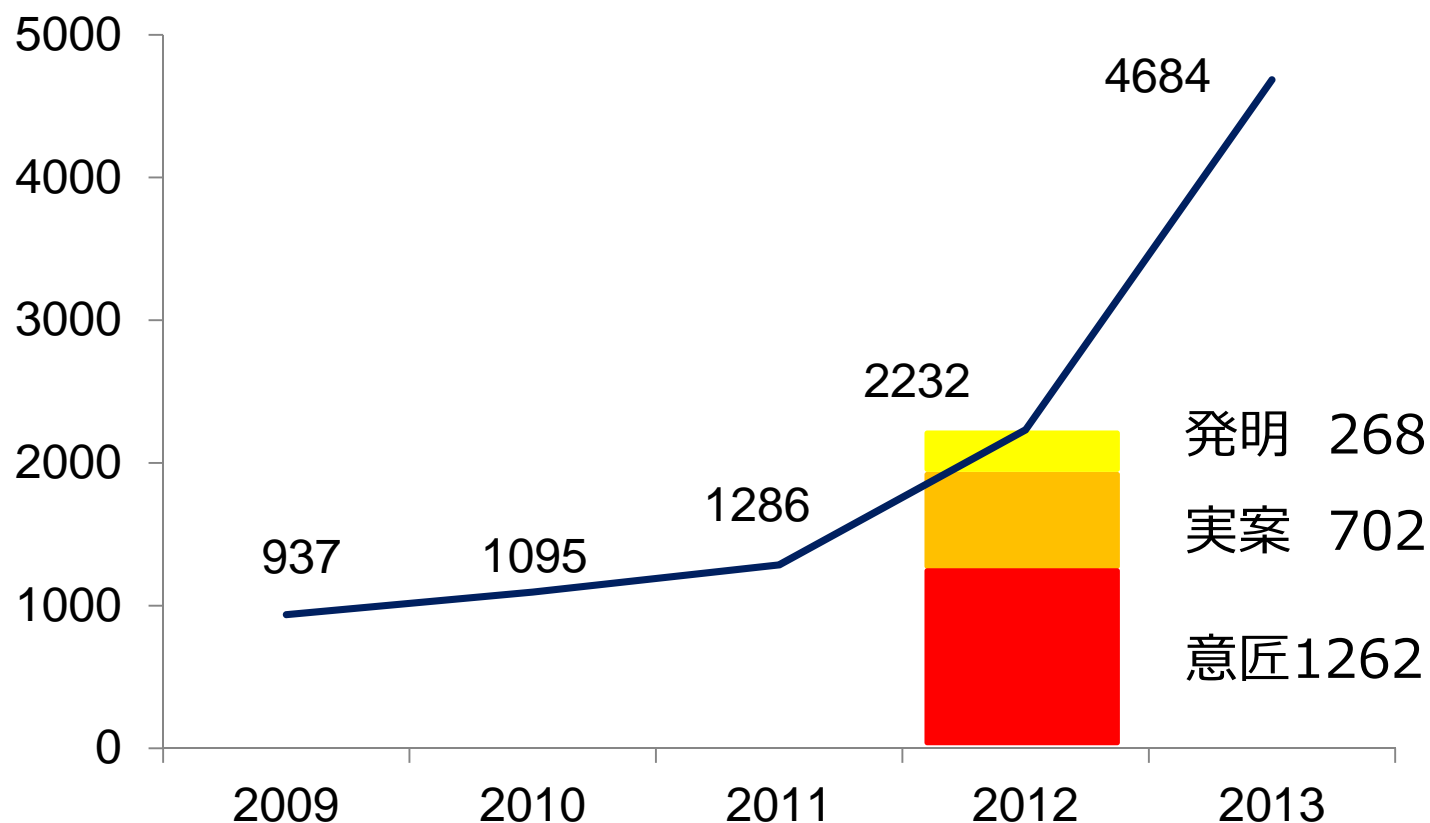
■ 情報収集と当局との関係構築

行政法執行の実態把握と、法執行機関としての地方知識産権局との関係造り

4~9月	➤ 行政法執行に係る既存情報の整理と情報共有 <ul style="list-style-type: none">● 専利法（意見募集案）, 専利行政法執行弁法（新法）の整理（5月）● 関連情報の整理（6~9月）										
	<table border="1"><thead><tr><th>調査項目</th><th>担当</th></tr></thead><tbody><tr><td>行政, 司法各ルートでの紛争解決のメリット/デメリットの整理</td><td>日産, キヤノン</td></tr><tr><td>各地保護条例など行政法執行に関する地域法令の最新状況調査</td><td>ブラザー, 新日鉄, 日立</td></tr><tr><td>行政法執行時の手続き（流れ, 期限）の整理</td><td>カシオ</td></tr><tr><td>調停時の和解額（損害賠償額）の算定基準に関する調査</td><td>パナソニック蘇州, デンソー</td></tr></tbody></table>	調査項目	担当	行政, 司法各ルートでの紛争解決のメリット/デメリットの整理	日産, キヤノン	各地保護条例など行政法執行に関する地域法令の最新状況調査	ブラザー, 新日鉄, 日立	行政法執行時の手続き（流れ, 期限）の整理	カシオ	調停時の和解額（損害賠償額）の算定基準に関する調査	パナソニック蘇州, デンソー
	調査項目	担当									
	行政, 司法各ルートでの紛争解決のメリット/デメリットの整理	日産, キヤノン									
	各地保護条例など行政法執行に関する地域法令の最新状況調査	ブラザー, 新日鉄, 日立									
行政法執行時の手続き（流れ, 期限）の整理	カシオ										
調停時の和解額（損害賠償額）の算定基準に関する調査	パナソニック蘇州, デンソー										
● 準会員メンバーからの経験事例の紹介（7~9月）											
6~12月	➤ 各地の知識産権局への訪問・交流 <ul style="list-style-type: none">● 質問事項の整理とジェットロ事務局殿を通じた訪問先への打診● 意見交換の実施（重慶市6/30, 広東省7/7, 上海市8/5, 北京市11/26）										
1~3月	➤ 今年度活動の整理と来年度活動方針の検討										

4. 研究に基づく成果

実態調査結果：行政での侵害紛争処理件数



侵害紛争処理の半数以上は意匠案件

4. 研究に基づく成果



制度に関して参考にする情報

1. 関連法規類

- ✓ 専利法, 専利行政法執行弁法
- ✓ 地方の関連保護条例 ⇒ **各地域の法規類リンク先を整理**
- ✓ 専利行政執法操作指南 (2015.10 SIPO意見募集)
- ✓ 専利権侵害判定基準と専利詐称行為認定基準手引き (2013.9 SIPO意見募集)

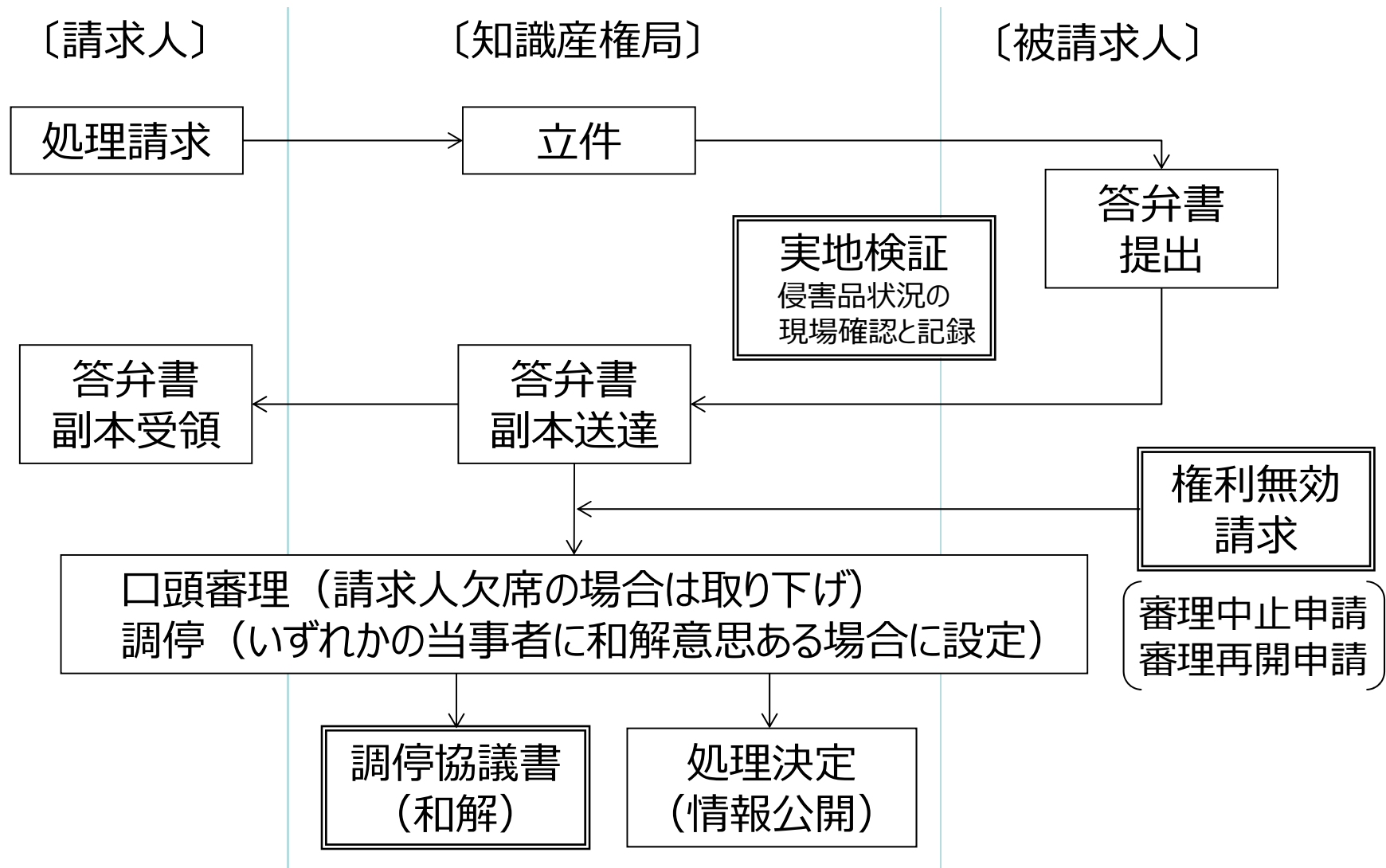
2. 紛争処理の情報公開について

- ✓ 国发〔2014〕6号 国務院2014年2月19日
全国知識産権侵害と偽物粗悪品製造販売の打撃工作指導グループの「法に基づき偽物粗悪品製造販売と知識産権侵害の行政処罰案件情報を公開することに関する意見(試行)」に対する国務院の指示及び転載
- ✓ 国知发管字〔2014〕23号 知識産権局2014年4月29日
専利行政執法案件情報公開の具体事項に関する通知
※処理決定書文号, 違法企業名, 違法事実や処理内容などの公開事項をフォーム化
⇒ **各地域の公開リンク先を整理**

4. 研究に基づく成果



専利行政法執行の手続き概略



4. 研究に基づく成果



運用面での実態確認

1. 事例から学んだ課題

準会員メンバーからの紹介事例・・・6例

- ✓ 地域差, 地方保護主義
- ✓ 実地検証（証拠確認調査）への対応
- ✓ 無効請求との関係（審理中断・再開の申請や督促が必要）

2. 知識産権局との交流

重慶市, 広東省, 上海市, 北京市の知識産権局との意見交換

- ✓ 調停による和解
 - あくまでも当事者双方の互譲と合意のもとに紛争を和解させること
 - 損害賠償金の認定ではなく、和解金という位置づけ
- ✓ 行政救済と司法救済の使い分けに関する示唆
 - 一般的には、行政救済は差止め目的、損害訴求ならば司法救済
 - 侵害状況やコストや目的や解決までの期間目標で使い分けるべき

5. 実務への提言

行政救済と司法救済の比較

	行政救済	司法救済
主管機関	現地の知識産権局	被告所在地あるいは侵害行為地の 裁判所
費用	安い	高い
時間	早い（3ヶ月）	遅い（一審6ヶ月）
賠償金	無し 和解額は安くなりやすい	有り
差止め	有り	有り
実地検証 (現場調査)	可能 工場に入って証拠入手の可能性有り	無し (証拠保全あり)
証拠要求	さほど厳しくない	厳しい

- ※ とにかく早く差し止めたいときは行政救済、賠償金による救済を狙う場合は司法救済
- ※ 大手企業には司法で対応、中小企業は行政処理または警告により紛争の迅速解決を目指す
- ※ 請求時は信ぴょう性ある証拠準備で実地検証を誘導し、調停その後の不成立時提訴を有利にする
被請求時は突然の実地検証来訪時には立ち入り地区、立ち入り人の制限を行う

6. 積み残された課題

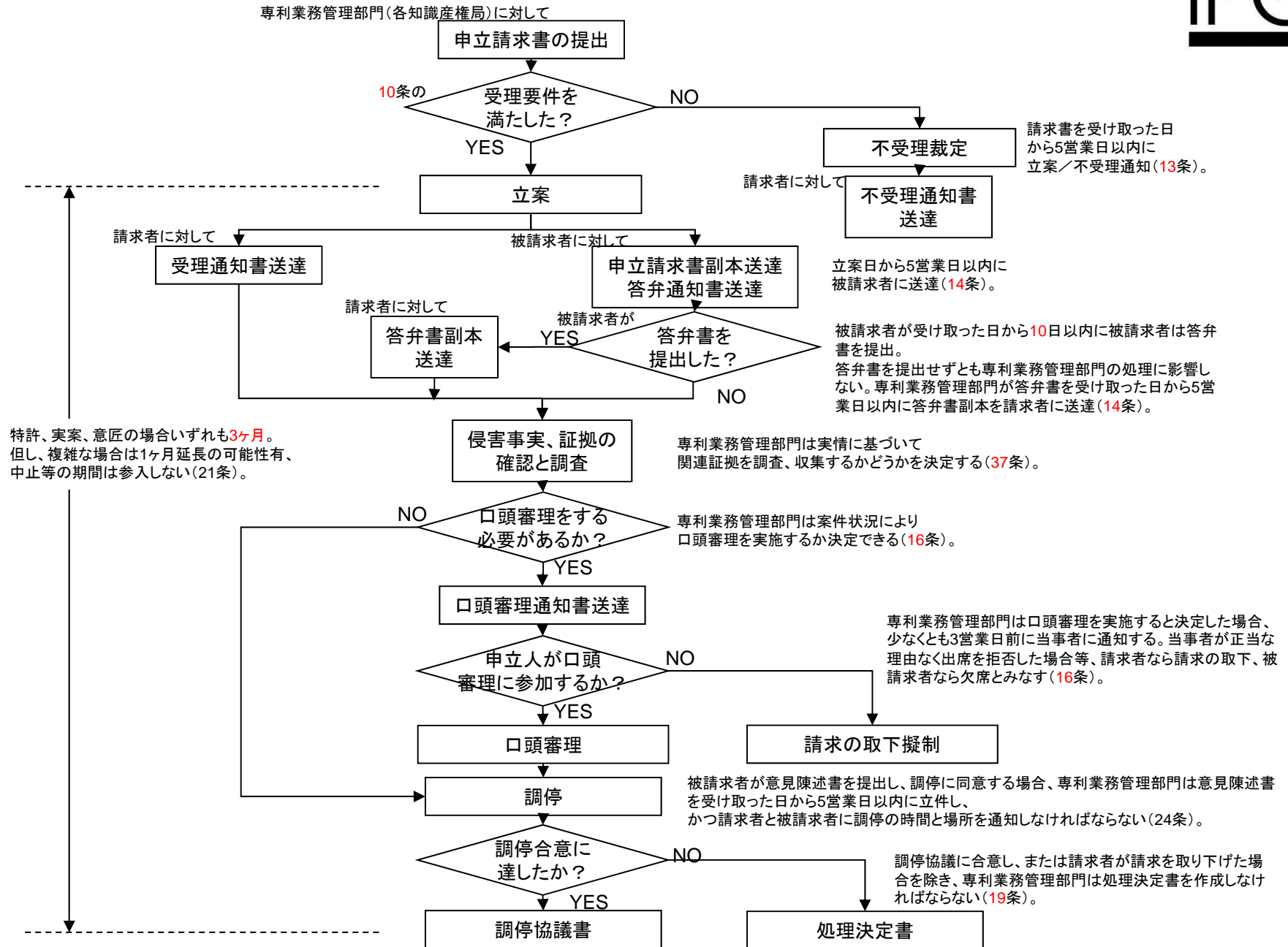
法改正	<p><u>法改正の動きを継続してウォッチング</u></p> <ul style="list-style-type: none">◆ 集団行為や繰返行為に対する取締り、押収権限、罰金権限、侵害者への調査尋問権限の追加などの強化施策に対する構え構築◆ 執法案件の過半数を占める意匠に関して、既に導入されたGUIや類似に関する判断がされた事例の研究◆ 今後導入が予定されている部分意匠、間接侵害、ECサイトプロバイダへの連帯責任訴求を想定した研究
地域差	<p><u>地域差に関する諸問題の整理</u></p> <ul style="list-style-type: none">◆ 各地方の知識産権局ごとに、手続きにおいて異なる点があるかの確認◆ 各地方の知識産権局ごとに、注力する対象（製品分野、展示会、ECサイト）の傾向に異なる点があるかの確認
交流	<p><u>団体活動の優位性を利用して地方知識産権局との関係構築</u></p> <ul style="list-style-type: none">◆ 訪問済み知識産権局との継続的な交流◆ 特色ある知識産権局、地方保護主義色の比較的強い地方の知識産権局への訪問と関係造り

付録

専利法改正動向（専利権侵害関係）

	仕組み	行政法執行	(参考) 民事訴訟
現行法		<ul style="list-style-type: none"> ■ 60条1項 ・侵害行為の停止命令と人民法院への強制執行申請 ・賠償額の調停 ■ 61条2項 ・評価報告書の要求可 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 61条2項 ・評価報告書の要求可 ■ 65条1項,2項 ・損害賠償額の算定 ・法定賠償額（1万～100万元） ■ 66条, 67条, 68条 仮差止, 証拠保全, 訴訟時効
国务院法制办公室修正草案 （送审稿） 2015.12.02 意見募集	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3条1項～3項 市場管理監督行政 ・侵害行為の取締り ・公的専利情報公開体制 ■ 62条 間接侵害者/寄与侵害者の連帯責任義務 ■ 63条 電気通信役務提供者の連帯責任義務 ■ 74条 専利権保護の信用情報アーカイブ構築による情報提供 ■ 79条 専利の実施と活用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 60条1項 ・侵害行為の停止命令と人民法院への強制執行申請 ■ 60条2項 ・市場秩序を乱す場合、行政取り締まり（停止命令, 没収, 科料） ■ 61条 ・賠償額の調停 ・調停結果の司法確認と強制執行申し立て ■ 64条2項 ・評価報告書の要求可 ■ 67条1項 ・侵害行為の立入調査・証拠収集と封鎖・差押え（強制摘発権限） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 64条2項 ・評価報告書の要求可 ■ 68条1項,2項 ・損害賠償額の算定 ・故意侵害の場合、懲罰賠償（1～3倍） ・法定賠償額（10万～500万元） ■ 68条3項 ・賠償額算定の証拠収集調査権 ■ 69条, 70条, 71条 仮差止, 証拠保全, 訴訟時効

専利権行政法執行弁法に基づく専利権侵害紛争処理および調停の行政手続き



主要地域の法規類リンク先



地域	関連法律規定	施行日
北京市	北京市専利保護と促進条例 http://210.75.193.155/rdzw/information/exchange/Laws.do?method=showInfoForWeb&id=2013297	2014.3.1
上海市	上海市専利保護条例 http://www.sipa.gov.cn/gb/zscq/node9/userobject1ai2887.html 上海市専利紛争の処理と調停に関する規定 http://www.sipa.gov.cn/gb/zscq/node9/userobject1ai2943.html	2002.7.1 2002.8.22
天津市	天津市専利促進保護条例 http://www.tjipo.gov.cn/zcfg/bs/zl/201104/t20110411_27058.html	2011.4.1
重慶市	重慶市専利促進と保護条例 http://www.cqipo.gov.cn/templet/default/ShowArticle.jsp?id=2482	2007.9.15
江蘇省	江蘇省専利促進条例 http://www.jsip.gov.cn/laws/dfxfg/200906/20090612_54506.html 江蘇省専利行政管理機関専利案件処理の技術鑑定の規則 http://www.jsip.gov.cn/laws/bmgfxwj/200810/20081027_41894.html	2009.10.1 2003.7.1
浙江省	浙江省専利保護条例 http://www.zjpat.gov.cn/interIndex.do?method=draftinfo&draftId=40288110-3e777f56-013e-777f56ec-0000	2005.11.1
広東省	広東省専利条例 http://www.gdipo.gov.cn/shared/news_content.aspx?news_id=10881	2010.12.1
山東省	山東省専利条例 http://www.sipo.gov.cn/dfzz/shandong/zcfg/dflf/201308/t20130802_810640.htm 山東省専利権侵害紛争処理業務規範（試行） http://www.sdipo.gov.cn/?content-126.html 山東省市間法執行協力弁法（試行） http://www.sdipo.gov.cn/?content-127.html	2013.9.1 2006.6.16 2006.6.16
河北省	河北省専利保護条例 http://www.hebipo.gov.cn/E_ReadNew.aspx?E_typeid=47&E_BigClassID=183&NewsID=2555 河北省専利紛争処理弁法（暫定） http://www.hebstd.gov.cn/xxgk/content_22953.htm	2004.1.1 2004.11.5

主要地域の紛争処理情報公開リンク先



地域	リンク先	ピックアップ可能な情報（○：可能；×：無；△：可能/不可能両方）											
		権利者名称	侵害者名称	処理日	処理結果	処理結果通知書類番号	（発実意商）類別	関連知財権番号	関連知財権概要	案件情報公告日	案件経緯	固定公告書式	年間公告状況
国家	http://www.sipo.gov.cn/wqyz/	○	○	○	○	△	○	△	△	○	○	×	×
北京市	http://www.bjipo.gov.cn/zlzf/zfjggg	△	△	×	○	○	○	○	×	○	△	○	○
上海市	http://116.66.35.206/12330/QT001InfoQuery.do?id=19&cid=0	○	○	△	○	×	○	○	×	○	○	×	×
天津市	http://www.tjipo.gov.cn/ztbd/12330/tb/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
重慶市	http://www.cqipo.gov.cn/templet/default/ShowClass.jsp?id=dxal&id=199	○	○	×	×	×	△	△	×	○	○	×	×
江蘇省	http://www.jsip.gov.cn/wcm/webpage/zwgk/zyywlst.jsp?channelId=26158	○	○	△	○	○	○	○	×	○	×	○	○
浙江省	http://www.zjipo.gov.cn/interIndex.do?method=list2&curPage=1&dir=/zjszscqj/xxgk/zfajxxgk	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
広東省	http://www.gdipo.gov.cn/tjxx/tjxx.aspx	△	△	×	△	×	×	×	×	○	○	○	○
山東省	http://www.sipo.gov.cn/dfzz/shandong/dttx/tjfx/	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○
河北省	http://www.sxipo.gov.cn:8000/zscqj/alfx/index.htm	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×

行政救済と司法救済の比較



一般的日系企業（原告）における特徴

	行政救済	司法救済
自主性	假冒専利は自主摘発。 権利侵害は当事者の申立により行われる。	当事者の申立により行われる。
権利保護の迅速性	行政機関は速やかに権利侵害商品の差押、押収、継続生産、販売の禁止等措置をとることができる。 『専利行政法執行弁法』の規定により立件日から3ヶ月内に結審しなければならない（但し無効審判の結果を待つために審理が中止する場合もある）。	裁判所が権利侵害商品の差押、押収、継続生産、販売の禁止等措置をとるよう、当事者は臨時禁令を申し立てなければならない。
手続き	相対的に簡単であり、受理して調査した後、行政処理を行うことができる。これを不服とした場合、行政不服申立又は行政訴訟を行うことができる。	相対的に複雑であり、立件、挙証、法廷審理、判決などの手続きが必要である。不服とした場合、二審に控訴することができる
費用	行政手数料（受理費用）：無料 執行手数料：無料 代理人費用：有料	訴訟手数料（受理費用）：有料 執行手数料：無料 保全手数料：担保金 代理人費用：有料
追求できること	1. 民事責任（差止、損害賠償請求（調停まで）） 2. 刑事責任（公安を通じ対応） 3. 行政責任 ※假冒専利に対しては、IPOが違約金（罰款）を徴収することができる ※権利者から強制執行の要請があった場合、行政では執行できず、行政機関経由で裁判所に強制執行を要請するしかない	1. 民事責任（差止、損害賠償） 2. 刑事責任（懲役、罰金）※結果的 3. 行政責任（行政処罰の維持、変更、取消）
統一性	各地の行政法執行手続及び法執行の基準は異なっている。	各地の司法審判手続及び審判の根拠は相対的に統一している。
終局性	行政処罰は終局的なものではないため、行政訴訟を提起することができる。	終局的である。
対応範囲	多くの案件は意匠。一部IPOでは一定程度複雑な発明特許案件の処理も可能になってきている。	全て処理可能。
透明性	一部のIPOの一部の案件では、調査と廃棄処分への権利者側の立ち合いと確認が認められず、結果が不透明。	結果に一定の透明性あり。

知識産権局での侵害紛争処理・調停にて損害賠償を求償しようとしたとき、知識産権局による仲裁はどのような傾向にあるのか？

- ◆ 算定の考え方や法的根拠が法院の場合と同じであるとしても、行政救済と司法救済で差が生じるのではないか？
- ◆ 差が生じるのだとしたらその理由はなんだろう？

1. 事実の整理

状 況	<ul style="list-style-type: none">➤ 知識産権局は損害賠償金を認定する権限を有しない。➤ 一般的に、知識産権局の調停結果では和解金という用語を使う。 (調停とは、当事者双方の互譲と合意のもとに紛争を和解させること)
法律規定	<ul style="list-style-type: none">➤ 専利法<ul style="list-style-type: none">• 専利法60条では「専利事務管理部門は、当事者の請求に基づき、専利権侵害の賠償金額の調停を行うことができる」とあり、改正案では更に「成立した調停調書は人民法院が法により有効性を確認」とある。• 専利法65条では賠償金額の算定方法として、①権利者の損失、②侵害者の不当利益、③使用許諾を参考に確定できるとされており、確定困難であれば人民法院は④1万元～100万元の賠償を認定とある。➤ 『最高人民法院による専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定』…法積(2015)4号<ul style="list-style-type: none">• 20条1項：権利者の損失 = 権利者の専利製品の販売減少数 × 権利者の専利製品の単位利益• 20条1項：権利者の損失 = 侵害者の侵害品販売数 × 権利者の専利製品の単位利益• 20条2項：侵害者の不当利益 = 侵害者の侵害品販売数 × 侵害者の侵害品の単位利益• 21条：専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状、専利許諾の性質、範囲、時間等の要素を考慮し、専利許諾使用料の倍数を参照して、合理的に確定• 21条：専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づいて、法定賠償額を合理的に確定➤ 専利行政法執行弁法<ul style="list-style-type: none">• 第3条では「専利紛争を調停するとき、自由意思、合法的という原則に従い、事実及び是非を明らかにする上、当事者が相互理解し、調停協議に合意するように仕向けなければならない」とある。

2. 知識産権局による調停

調停（和解）：当事者が相互理解し、調停協議に合意するように仕向ける

<p>権利者 (請求人)</p>	<p>➤ 権利者が調停請求する損害賠償額の合法的根拠は、司法救済の時と同様に、専利法65条や司法解釈に基づくものと考えて差支えない</p> <ul style="list-style-type: none">• 侵害台数を把握（紛争処理請求において知識産権局検査で確認）し、権利者に有利な条件（権利者製品単価）で損害賠償金額を初歩的に請求
<p>↓</p> <p>知識産権局 調停</p>	<p>➤ 一般的に裁判所の賠償基準が調整の根拠になっているが、通常は被告が賠償金額を納得するように調整している。</p> <ul style="list-style-type: none">• 行政による調停または和解の金額は主に当事者双方の合意によるもの。知識産権局にとって重要なのは賠償金額の多少ではなく、侵害該当性の認定と、侵害該当の場合に当事者双方の和解達成を実現すること。• 知識産権局が自身が妥当と考える和解額を提案したとしても、それはただの参考値で法律効力や指導的な意味があるわけではなく後続の手續において裁判所もその提案を参考にしないものとなるため、当事者双方が不合理と認めないように、知識産権局も裁判所の賠償基準を間接的に参酌し、その基準に基づき当事者双方の和解を促進するようにすることが一般的に行われている。
<p>↑</p> <p>侵害者 (被請求人)</p>	<p>➤ 調停不成立時に裁判所へ起訴された場合に、権利者提出の賠償金額が認められるかどうかで和解を判断</p> <ul style="list-style-type: none">• 権利者提出の賠償金額が合理的であれば裁判所でも損害賠償額が確定される可能性が高いため、権利者の賠償提案に納得して和解した方がいいのではないかという意識が働く。• 裁判所に起訴されても認められないくらい高額な賠償金額では、被告も和解しない傾向がある。

3. その他

1. ①権利者の損失、②侵害者の不当利益、③使用許諾を参考にした賠償額、及び④情状に応じた法定賠償額は、損害賠償を主張する場合の4つの賠償参考方式。ここで、①から③の3つの賠償を主張する場合は厳密な証拠を提供することが必要であり、④情状に応じた法定賠償額の場合はそのような厳密な証拠を提供しなくても構わない。
2. 行政処理による紛争の迅速解決、及び現地知識産権局の現地検証で被疑侵害品の在庫を見つけて侵害企業の財務帳簿等より販売数量の記録なども入手した場合には有力な証拠となるので、証拠収集によりその後の手続（調停や調停不成立時の提訴）を有利にすることが推奨される。
3. 大手企業と中小企業とでは異なる方法で対処するのがよい。
 - 大手企業に対しては司法ルートを経由して起訴し、判決書と賠償を取得。
 - 一方、中小企業に対しては行政処理または警告状により紛争の迅速解決を目指す。
中小企業は付和随行の傾向があるので、同じ業界の大手企業に対して侵害で訴えて賠償を支払わせることができれば、その判決書を示しながら和解を求めれば効果よく対処することが可能。
4. 知識産権局からの和解金額の提案に対して、権利者として把握した証拠に基づき分析を行ってその合理性を評価し、不合理と思われる場合は改めて提案することもできる。
 - 裁判において法定賠償の範囲で言い渡される賠償額は、通常、そんなに多額でないこともあり、知識産権局は和解促成のため、裁判の際に、このような証拠と状況で大体どの程度の賠償額を判定されるかを考慮し、それより低い金額を当事者双方に勧める傾向にある。
 - また、地方保護主義の影響を多少受け、一部の知識産権局では被疑侵害企業の受け入れる金額で権利者に強く勧めたこともある。
 - 権利者も、侵害行為の差止が主たる目的の場合、賠償額については合理的支出程度で受け入れることもある。
 - 以上の状況によって、実務上、調停の場合に和解によって得る損害賠償金額は裁判の場合よりも低くなりやすい。
5. その他、賠償の判決基準について、専利法65条も、法釈（2015）4号も、原則性の規定に過ぎず、裁判所内部には具体的な処理ガイドが存在している場合がある。



謝謝

中国IPG

事務局 日本貿易振興機構(JETRO)
北京・上海・広州事務所